

2022年11月15日

一般財団法人 日本国土開発未来研究財団  
学校教育設備助成事業 2022年度（2023年4月助成） 募集要項

1. 助成の趣旨

日本国土開発未来研究財団は、2030年の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与する人材の育成を助成し、広く「豊かな社会づくり」に貢献することを目的としています。

その中で「学校教育設備助成事業」は学校教育現場における人材育成の充実を目指す意欲的な教育プロジェクトを募集し、その実現に必要な設備を助成するものです。

2. 応募資格

日本国内の高等学校、高等専門学校、大学に教職員として常勤する申請者（プロジェクト代表者）。プロジェクト代表者が異なる場合は、同一校より複数の応募が可能です。

※助成金は申請者が所属する教育機関に対して給付されます。

3. 助成の対象となる事業（プロジェクト）

SDGsの達成に寄与し「豊かな社会」を実現するために必要な教育プロジェクトのうち、以下の条件をすべて満たすものに対し助成を行います。

- （1）生徒、学生が主体的に行動するものであること
- （2）他校または地域との連携プロジェクトの場合、助成対象となる教育機関に在籍する学生、生徒を中心としたものであること
- （3）助成対象期間（1年間）で一定の成果を見込めるもの

※教育課程、課外活動のいずれにおけるプロジェクトでも対象となります。またすでに開始されているプロジェクトでも構いません。

※同一事業について、同時期に他の助成を受けている場合は助成対象外となります。

4. 助成の対象となる費用

3に記載の要件を満たす人材育成プロジェクトを遂行するために必要な設備、物品の購入、もしくはリースに係る費用。

## 5. 採択数・助成金額及びその期間

- (1) 採択数：全対象教育機関合計で 5～7 件
- (2) 助成金額：1 プロジェクト当たり、上限 100 万円
- (3) 助成期間：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の 1 年間  
・原則として継続助成は行わない

## 6. 募集期間

2022 年 11 月 15 日～2023 年 1 月 20 日（当日消印有効）

## 7. 応募方法

当財団ホームページより申請書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して送付して下さい。電子メールによる申請は受け付けません。なお提出いただいた書類は当財団学校教育設備助成事業のためにのみ使用し、終了後は当財団にて適切に処理します。返却は致しませんのでご了承下さい。

### 提出書類

- ①学校教育設備助成金申請書
- ②プロジェクト概要説明書
- ③申請設備に関する見積書（あい見積とし、すべて添付のこと）

日本国土開発未来研究財団ホームページ

<https://www.jdc-miraizaidan.or.jp/guide/gakkousetsubi.html>

## 8. 申請用紙送付先及び問い合わせ先

〒107-8466 東京都港区赤坂四丁目 9-9  
一般財団法人 日本国土開発未来研究財団 事務局

TEL：03-6316-3798（平日午前 9 時から午後 5 時まで）

E-mail：[info@jdc-miraizaidan.or.jp](mailto:info@jdc-miraizaidan.or.jp)

※可能な限りメールにてお問い合わせください。

※書類到着に関する問い合わせには対応致しかねます。レターパック等の追跡サービスをご利用下さい。

## 9. 選考方法と結果通知

当財団理事会にて審査、選考の上、採択先を決定いたします。選考結果は申請者全員に対し、2023 年 3 月上旬に郵送にて通知いたします。なお選考理由については開示致しません。

10. 助成金の交付  
2023年4月1日（予定）

11. 助成金交付に伴う成果報告

本助成金の交付を受けた方は、当財団の「学校教育設備助成成果報告会」（毎年3月実施：リモート開催予定）にて、プロジェクトの報告を行っていただきます。報告会資料や、当財団ホームページに掲載するための、プロジェクトの成果を取りまとめた資料の作成にもご協力をお願い致します。

また本助成金の使用状況については本助成金交付事業終了後一ヶ月以内に当財団所定の「実施報告書」及び「収支計算書」を提出する必要があります。

12. その他

・反社会勢力及び反社会勢力と関わりのある法人、団体、個人は、本助成金の交付申請はできません。万一、本助成金の交付を受けた後、反社会的勢力等と判明した場合は本助成金を返納して頂きます。

・申請した内容が変更となった場合や、研究そのものを中止した場合には、速やかに当財団へ連絡の上、手続きを行ってください。虚偽報告や必要な書類が提出されない場合は、助成の交付の取り消し又は交付した助成金の一部あるいは全部の返還を頂く場合があります。

・申請に当たっては当財団ホームページに掲載の学校教育助成金交付規程をご一読下さい。